

地方公会計財務書類作成基準

滋賀県米原市

目次

1. 総則	1
1.1 本基準の目的	1
1.2 財務書類の作成目的	1
1.3 財務書類の体系	1
1.4 財務書類の作成単位	1
1.5 財務書類の作成対象団体（会計）	2
1.6 会計処理	4
1.7 作成基準日	4
1.8 表示単位	4
2. 財務書類作成の流れ	5
2.1 作成手順	5
2.2 作成の全体手順と作成資料	7
2.2.1 開始貸借対照表	7
2.2.2 一般会計等財務書類の作成	8
2.2.3 全体・連結財務書類の作成	12
3. 貸借対照表	13
3.1 目的	13
3.2 作成方法	13
3.3 作成基準	13
3.3.1 表示等	13
3.3.2 貸借対照表に係る附属明細書	13
3.4 資産	14
3.4.1 固定資産	14
3.4.2 流動資産	15
3.5 負債	16
3.5.1 固定負債	16
3.5.2 流動負債	17
3.6 純資産	18
3.6.1 固定資産等形成分	19
3.6.2 余剰分（不足分）	19
4. 行政コスト計算書	20
4.1 目的	20
4.2 作成方法	20
4.3 作成基準	20

4.3.1	表示等	20
4.3.2	行政コスト計算書に係る附属明細書	20
4.4	経常費用	21
4.4.1	業務費用	21
4.4.2	移転費用	21
4.5	経常収益	22
4.6	臨時損失	22
4.7	臨時利益	22
5.	純資産変動計算書	23
5.1	目的	23
5.2	作成方法	23
5.3	作成基準	23
5.3.1	表示等	23
5.3.2	純資産変動計算書に係る附属明細書	23
5.4	純行政コスト	23
5.5	財源	24
5.6	固定資産等の変動（内部変動）	24
5.7	資産評価差額	24
5.8	無償所管換等	24
5.9	その他	24
6.	資金収支計算書	25
6.1	目的	25
6.2	作成方法	25
6.3	作成基準	25
6.3.1	表示等	25
6.3.2	資金収支計算書に係る附属明細書	25
6.4	業務活動収支	25
6.4.1	業務支出	25
6.4.2	業務収入	26
6.4.3	臨時支出	26
6.4.4	臨時収入	27
6.5	投資活動収支	27
6.5.1	投資活動支出	27
6.5.2	投資活動収入	27
6.6	財務活動収支	27
6.6.1	財務活動支出	27
6.6.2	財務活動収入	28
7.	注記	29

7.1	重要な会計方針.....	29
7.2	重要な会計方針の変更等.....	29
7.3	重要な後発事象.....	29
7.4	偶発債務.....	29
7.5	追加情報.....	30
8.	連結.....	31
8.1	連結財務書類の作成目的.....	31
8.2	連結財務書類の対象範囲.....	31
8.3	連結決算日.....	31
8.4	連結財務書類の体系.....	31
8.5	連結財務書類の作成手順.....	32
8.6	連結財務書類の注記事項.....	36
8.7	その他.....	37

1. 総則

1.1 本基準の目的

本書は、統一的な基準による財務書類を作成するために必要な事項を策定するものである。なお、本書は、地方財政制度の改正や企業会計基準、公会計制度の変更、事務処理の定着状況等に応じて、内容の充実・改善を重ねていくこととする。

1.2 財務書類の作成目的

財務書類は、市民などに対し市の資産や負債も含めた財務状況を分かりやすく公表するとともに、資産や債務の管理、予算編成、行政評価などに活用することにより、効率的で適正な行財政運営を推進することを目的に作成するものである。

具体的には、市の財政状況、発生主義による一会計期間における費用および収益、純資産の変動ならびに資金収支の状況に関する情報を明らかにしようとするものである。

1.3 財務書類の体系

財務書類の体系は、次の4表およびこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とする。

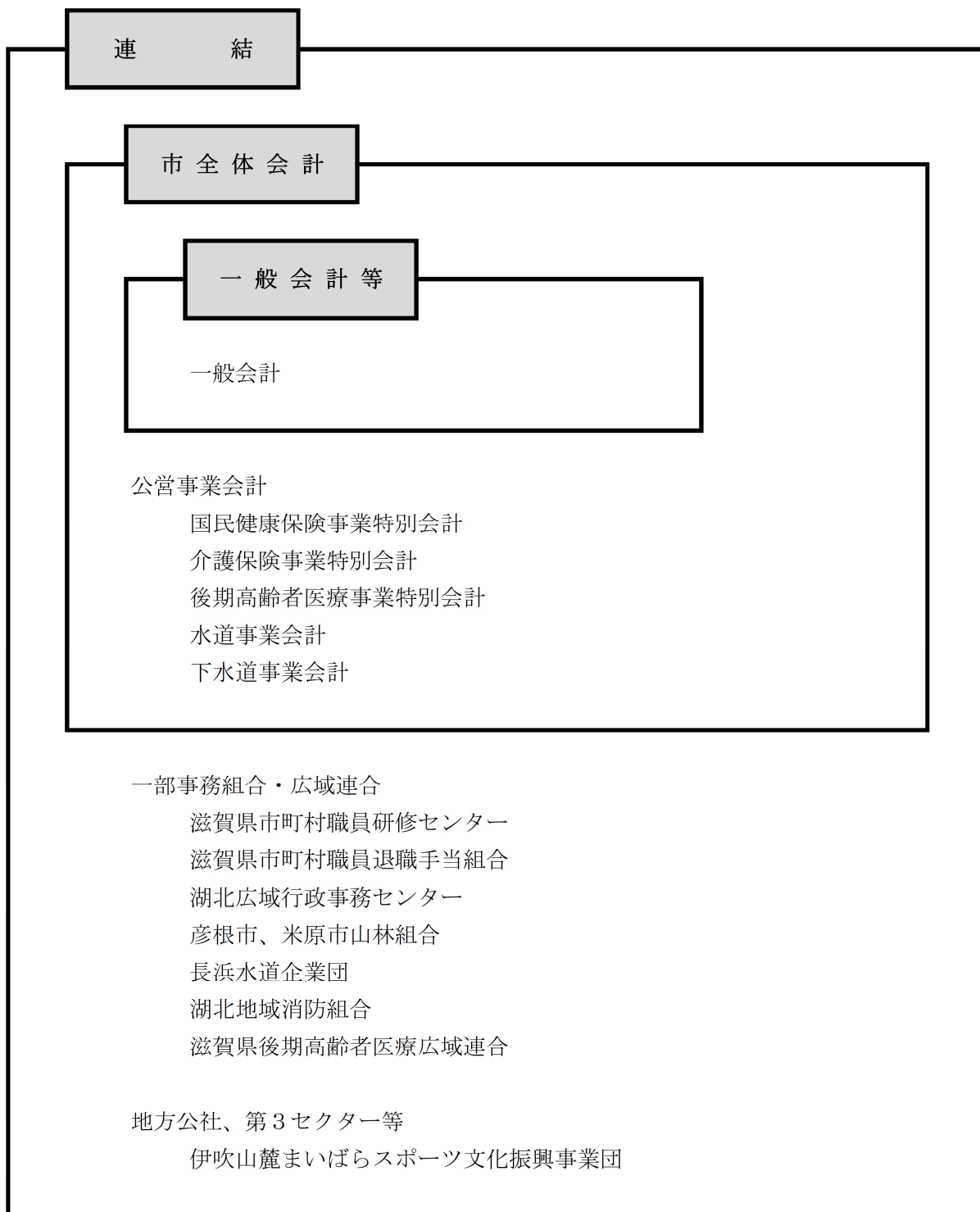
- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

これらの財務書類の様式については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル 財務書類作成要領」に記載の、様式第1号から様式第5号までのとおりとする。

1.4 財務書類の作成単位

財務書類の作成単位は、一般会計等を基礎とし、さらに一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に関連団体を加えた連結財務書類とする。

1.5 財務書類の作成対象団体（会計）



区分	米原市	一部事務組合・広域連合	第3セクター等
全部連結	○		○
比例連結		○	

(1) 市本体

一般会計等で財務書類を作成するとともに、地方公営事業会計を全部連結の対象とし、全体財務書類を作成する。なお、法非適用の地方公営事業会計は、会計ごとに一般会計等の作成方法に準拠した財務書類を作成する。

(2) 一部事務組合・広域連合

本市が加入する全ての一部事務組合・広域連合が比例連結の対象である。

具体的には、規約に基づく当該年度の経費負担割合等に応じた比例連結を行うこととするが、直近の複数年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や当該年度の経費負担がない場合など、当該年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、構成団体が協議して合理的な割合を決定することとする。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号。以下「財政健全化法施行規則」という。）第13条第1号における「当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められている組合」については、当該あん分方法に応じた比例連結を行う。

一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており、会計が区分されている場合は、会計ごとに個別財務書類を作成した上で比例連結割合を算定し、比例連結を行う。

(3) 第3セクター等

①出資割合が50%超の第3セクター等

本市の関与および財政支援の下で、実質的に主導的な立場を確保しているといえるため、全部連結の対象となる。

②出資割合が50%以下の第3セクター等

役員の派遣、財政支援等の実態や、出資および損失補償等の財政支援の状況を総合的に勘案し、その第3セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象となるが、本市においてはこれに該当する第3セクター等はない。

※実質的に主導的な立場を確保しているかどうか

企業会計における「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。）」第8条第4項など、企業会計における支配力基準を参考に、個々の第3セクター等の実態に即して判断する。具体的には次のとおりとする。

①第3セクター等の資金調達額の総額の過半（50%超）を本市からの貸付額が占めている

場合（資金調達額は設立団体および金融機関等からの借入など貸借対照表の負債の部に計上されているものとする。設立団体からの貸付額には損失補償等を含むこととするが、補助金、委託料等は含まないものとする。）

- ②第3セクター等の意思決定機関（取締役会、理事会等）の構成員の過半数を本市からの派遣職員が占める場合または構成員の決定に重要な影響力を有している場合
- ③第3セクター等への補助金等が、当該第3セクター等の収益の大部分を占める場合（人件費の相当程度を補助するなど重要な補助金を交付している場合）
- ④第3セクター等との間に重要な委託契約（当該第3セクター等の業務の大部分を占める場合など）が存在する場合
- ⑤業務運営に関与しない出資者や出えん者の存在により、実質的には本市の意思決定に従って業務運営が行われている場合

※財団法人等に関する出資割合

監査委員の職務権限を定めた地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第140条の7、予算の執行に関する長の調査権を定めた自治法第221条第3項および自治法令第152条第1項に基づき、監査の対象あるいは調査の対象を判断する際の出資割合等として整理している割合を用いる。

※その他

第3セクター等が出資している会社についても、第3セクター等の取扱いに準じることとするが、この場合、本市および連結対象団体（会計）の資本金、出えん金等を合わせて判断する。

1.6 会計処理

財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成する。

1.7 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

1.8 表示単位

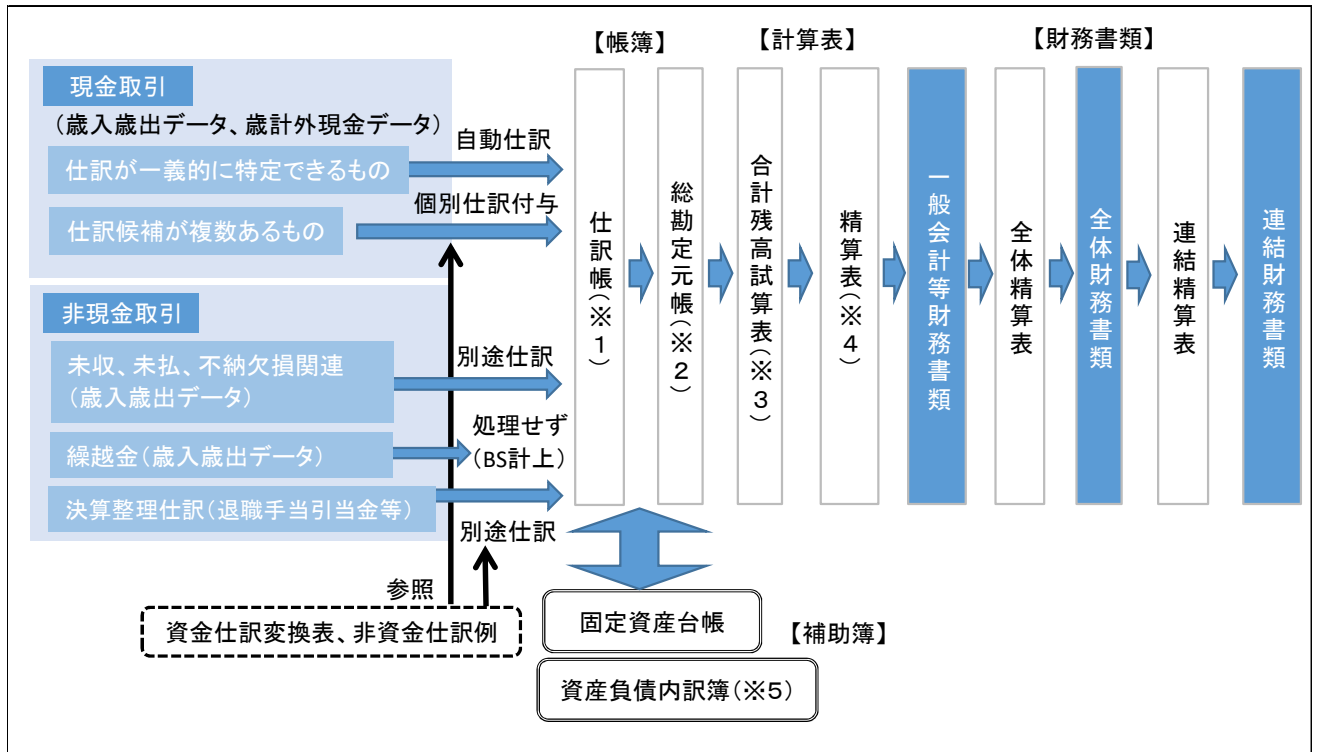
財務書類の表示金額単位は、千円とする。同単位未満は四捨五入するものとし、当該四捨五入により合計金額が一致しない場合、これを注記する。

なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示する。

2. 財務書類作成の流れ

2.1 作成手順

作成手順の概要は、下図のとおりとなる。



※1 仕訳帳

仕訳帳は、財務書類を作成する上での最小基本単位である。仕訳帳は、日々の取引を発生順に記録した仕訳伝票のつづりまたはこれを転記した帳簿であり、一件ごとに借方・貸方に仕訳を行う。

なお、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成する方法としては、日々の取引の蓄積を期末に一括して仕訳を行う「期末一括仕訳」（伝票単位ごとに仕訳を行う。）とする。

財務書類上の計数は、繰越額や計算項目等を除き、全て仕訳帳から積み上げて集計する。仕訳帳は、次の三種類の原情報から作成する。

- A：歳入歳出データ
- B：歳計外現金データ
- C：各種原簿・台帳

歳入歳出データを原情報とする仕訳は、後述する「資金仕訳変換表」に従い、いわば自動仕訳によって作成することができる。ただし、資産取得等に関する歳入歳出データについては、現在の予算科目の体系の下では一部個別に仕訳を付与する必要がある。

歳入歳出外の取引・事象については、期中の資産負債の増減を網羅的に整理した「資産負債内訳簿」を基礎として、期末に一括して仕訳を行う（非資金仕訳）。

※2 総勘定元帳

仕訳帳は借方・貸方の勘定科目・金額を記載するのに対し、総勘定元帳は、仕訳の借方・貸方を勘定口座ごとに並べ替えて集約したものであり、仕訳帳から転記して作成する。

※3 合計残高試算表

合計残高試算表は、仕訳帳から総勘定元帳への転記が正確に行われているかどうかを検証するために、総勘定元帳を集計等したものである。

※4 精算表

精算表は、一般会計等の計数を総計（単純合算）した上で、各会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出するためのものである。

※5 資産負債内訳簿

資産負債内訳簿は、歳入歳出を伴わない資産・負債も含む全ての資産・負債について、勘定科目別に、期首残高、期中増減額、期末残高を記載したものである。

予算執行と連動する資産・負債の増減分については、歳入歳出データを基に仕訳帳を作成するものの、歳入歳出を伴わない資産・負債の増減分については、別途、仕訳に展開する必要がある。

そこで、原則として、全ての資産・負債につき、勘定科目別に、期首残高、期中増減額、期末残高を記載した資産負債内訳簿によって網羅的に把握する。

資産負債内訳簿では、単に資産・負債の増減額を記載するにとどまらず、歳入歳出として把握可能な現金取引と、それ以外の発生主義的な非資金取引・事象とに区別した上で、特に後者については仕訳と対応する増減原因別に整理して、仕訳帳ないし総勘定元帳との整合性を検証可能なものとする。

資産負債内訳簿は、特に期末に一括して非資金仕訳を行う場合に、仕訳作成前に記録整理を終えていることが必要不可欠となる。

なお、資産負債内訳簿の記録整理の過程においては、特に附属明細書で記載が求められている情報、例えば、投資の内容、出資先の純資産額、有価証券の取得原価・評価額、地方債の種類、地方債・借入金等の償還額等の詳細情報を併せて記録・添付しておくことに留意する。

2.2 作成の全体手順と作成資料

作業項目	作成する帳簿等	(固定資産関係)
1 開始貸借対照表の作成	資産負債内訳簿(開始時) 開始貸借対照表 全体・連結開始貸借対照表	固定資産台帳(開始時) (建設仮勘定台帳(開始時))
2 一般会計等財務書類の作成		
① 歳入歳出データによる資金仕訳	資金仕訳変換表 仕訳帳(資金仕訳)	固定資産台帳(期中) 建設仮勘定台帳(期中)
② 非資金仕訳	資産負債内訳簿(期中) 仕訳帳(非資金仕訳)	固定資産台帳(期中) (建設仮勘定台帳(期中))
③ 一般会計等財務書類4表の作成	総勘定元帳 合計残高試算表 内部取引調査票 相殺消去集計表(一般会計等内部) 精算表	
3 全体・連結財務書類の作成		
① 連結対象団体(会計)の決定	内部取引調査票	
② 法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	相殺消去集計表	
③ 法定決算書類の読替え	精算表	
④ 法定決算書類の連結修正等		
⑤ 統計処理(単純合算と内部取引の相殺消去等)		

2.2.1 開始貸借対照表

統一的な基準の導入初年度である平成27年度は、開始貸借対照表を作成する。

開始貸借対照表の作成とは、統一的な基準導入初年度の期首(平成27年4月1日)における貸借対照表上の資産、負債および純資産残高を、勘定科目別に算定することである。

一般会計等における開始貸借対照表は、保有する全ての資産および負債につき、固定資産台帳および総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成時に作成している各種明細表を活用して、棚卸的に残高を把握するとともに、取得価額および再調達価額等の評価額を算出して作成する。

開始貸借対照表は、一般会計等のほか、全体および連結それぞれについて作成する。

2.2.2 一般会計等財務書類の作成

(1) 歳入歳出データによる資金仕訳

現金取引については、歳入・歳出データおよび歳計外現金データを基に仕訳データを作成する。

前述のとおり、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成する方法としては、日々の取引の蓄積を期末に一括して仕訳を行う「期末一括仕訳」（伝票単位ごとに仕訳を行う。）とする。

財務会計システムから歳入歳出データを一括して取得する場合、正確性を保証するため、次の事項に留意する必要がある。

- ア データは、予算科目別の個別伝票データとし、これら伝票データの集計額は予算科目ごとに、確定・承認された歳入歳出決算額と合致していなければならない。
- イ データは、当期中に現金出納されたものに限り、期中の過程における調定または支出負担行為による決定データは含めない。なお、①期末において未収計上したもの、②不納欠損決定したもの、③未払計上したものについては、受領するデータに含まれないため、別途精算・集計し財務書類に反映させることとする。
- ウ データは、以下の区分に従い、厳密に区分されていなければならない（網掛け項目が財務会計システムから一括取得するデータ）。

歳入データ		歳出データ	
現金収納分	現年度調定分	現金支払分	現年度調定分
	過年度調定分		過年度調定分
未収納分	現年度調定分	未払分	現年度調定分
	過年度調定分		過年度調定分
不納欠損決定分	現年度調定分		
	過年度調定分		

- エ 現金出納分については、期中の歳入合計と歳出合計の差額が、出納整理期間満了日における現金残高（歳入歳出外現金を除く。）と合致していなければならない。

(2) 歳入歳出データによる仕訳帳の作成

ア 歳入歳出データ（現金取引データ）のうち、一義的に仕訳が特定できる予算科目に属するデータに対しては、資金仕訳変換表に従い伝票データごとに仕訳帳を自動的に生成する。

イ 歳入歳出データ（現金取引データ）のうち、資産・負債に関連する予算科目に属するデータ（仕訳候補が複数あるもの）については、明細データを検討し、資金仕訳変換表から仕訳候補を選択して伝票データごとに仕訳帳を生成する。

ウ 未収・未払・不納欠損に係るデータについては、後述の非資金仕訳として処理することとし、この段階では処理しない。

エ 作成した仕訳帳データを、総勘定元帳および合計残高試算表に機械処理により展開する。なお、留意点は次のとおりである。

- ①仕訳帳作成作業の過程において、建設仮勘定および連結対象に係る仕訳データについては、効率的に抽出・集約できるよう留意する。
- ②固定資産、金融資産を売却する場合には、売却損益を算定するため、簿価を明らかにしておく必要がある。また、貸付金の元利混在償還においては、元金と利息の区別を調査する等、後の整理仕訳の準備をしておく必要がある。
- ③現金取引を伴う資産・負債の増減は、全て前述の仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表に反映されているため、作成した仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表と、資産負債内訳簿のうちの現金取引分との照合を行い、相互の整合性を確認する。また、固定資産台帳（および建設仮勘定台帳）との照合を行う。

(3) 資金仕訳変換表

財務会計システムから出力した歳入・歳出データ（単式データ）に対し、予算科目単位に、借方・貸方の勘定科目を効率的に付与するため、資金仕訳変換表を作成する。

資金仕訳変換表の対象範囲は、未収・未払・不納欠損に係るデータを除外した現金取引に限定する（相手勘定は資金収支計算書科目に限られる。）。

予算科目のほとんどについては、予算科目の階層（歳出にあつては節）に着目することによって仕訳を一義的に特定することができる。

しかしながら、予算科目のみでは仕訳を特定できず、複数の仕訳候補が存在する場合は、次のとおり仕訳処理を行う。

- ・「委託料」「工事請負費」においては、資産形成と維持補修が混在しており、その内訳を見て分割した仕訳を行う。
- ・「公有財産購入費」のように、予算科目だけでは勘定科目（土地か、建物か等）が特定できないものは、明細データを参照して勘定科目を特定する。
- ・「資産の売却」においては、売却資産の勘定科目を特定した上、売却損益の仕訳を行う。
- ・「地方債元利償還」では、地方債が長期か短期かを特定した上、元金と利子を分割して仕訳を行う。

・一つの歳出科目内に複数の費用科目が混在する場合は、個別に仕訳する勘定科目を特定する。
また、複数の勘定科目を伴う仕訳のうち、取引時には勘定科目または金額が特定できず、後にこれらが特定した段階で修正仕訳を行うケース（退職手当・賞与等の支払の引当金による充当、資産売却損益、地方債償還の元利混在の振替等）もある。

資金仕訳変換表においては、上記のように一義的に仕訳を特定できない予算科目については、あらかじめ複数の仕訳例を用意し、また、修正仕訳が想定される場合にはそのことを示して、仕訳作業を効率化する。

なお、予算科目や勘定科目が変更したときは、本資金仕訳変換表を改訂することとする。

資金仕訳変換表の例は、次のとおりである。

【資金仕訳変換表（歳出科目例）】

予算科目名		備考	仕訳変換（借方）		仕訳変換（貸方）		
節	細節		財務書類	勘定科目名	財務書類	勘定科目名	
1	報酬		PL	その他人件費	CF	人件費支出	
2	給料		PL	職員給与費	CF	人件費支出	
3	職員手当等	退職手当引当金、賞与等引当金の取崩しは、別途整理仕訳を行う。	PL	職員給与費	CF	人件費支出	
4	共済費		PL	職員給与費	CF	人件費支出	
5	災害補償費		PL	職員給与費	CF	人件費支出	
6	恩給及び退職年金		PL	その他人件費	CF	人件費支出	
7	報償費		PL	物件費（人件費に計上されるものを除く）	CF	物件費等支出	
8	旅費		PL	物件費	CF	物件費等支出	
9	交際費		PL	物件費	CF	物件費等支出	
10	需用費	1 消耗品費	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		2 燃料費	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		3 食糧費	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		4 印刷製本費	PI	物件費	CF	物件費等支出	
		5 光熱水費	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		6 修繕料	60万円以上の修繕料 60万円以下の修繕料（家屋等の修繕に関する支出） 60万円以下の修繕料（その他の修繕に関する支出）	BS PL PL	公有財産（経過勘定） 維持補修費 物件費	CF CF CF	公有財産（経過勘定）支出 物件費等支出 物件費等支出
		7 贈材料費		PL	物件費	CF	物件費等支出
		8 飼料費		PL	物件費	CF	物件費等支出
		9 医薬材料費		PL	物件費	CF	物件費等支出
		10 保育材料費		PL	物件費	CF	物件費等支出
11	役務費	1 通信運搬費	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		2 広告料	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		3 手数料	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		4 筆耕翻訳料	PL	物件費	CF	物件費等支出	
		5 火災保険料	PL	その他（その他の業務費用）	CF	物件費等支出	
		6 自動車損害保険料	PL	その他（物件費等）	CF	物件費等支出	
		7 傷害保険料	PL	その他（物件費等）	CF	物件費等支出	
		8 賠償責任保険料	他の保険もあれば、対象物別に仕訳を設定する。	PL	その他（物件費等）	CF	物件費等支出
12	委託料	工事の設計委託、ソフトウェアの開発委託等の資産形成支出と費用が混在している。 資産形成に係る委託料については、「公有財産経過勘定」に仮計上し、その資産の種類を特定する。					
		資産形成に係る委託料	BS	公有財産（経過勘定）	CF	公有財産（経過勘定）支出	
		資産形成以外（事務委託料等）に係る委託料	PL	物件費	CF	物件費等支出	
13	使用料及び賃借料		PL	物件費	CF	物件費等支出	
14	工事請負費	資産形成支出と費用が混在しているため、「公有財産経過勘定」に仮計上し、その資産の種類を特定する。	BS	公有財産（経過勘定）	CF	公有財産（経過勘定）支出	
15	原材料費		PL	維持補修費	CF	物件費等支出	
16	公有財産購入費	「公有財産経過勘定」に仮計上し、その資産の種類を特定する。	BS	公有財産（経過勘定）	CF	公有財産（経過勘定）支出	
17	備品購入費	資産形成支出と費用が混在している。 1件50万円以上の支出については、「公有財産経過勘定」に仮計上し、その資産の種類を特定する。					
		1件50万円以上の支出	BS	公有財産（経過勘定）	CF	公有財産（経過勘定）支出	
		その他の工事	PL	物件費	CF	物件費等支出	
18	負担金補助及び交付金		PL	補助金等	CF	補助金等支出	
19	扶助費		PL	社会保障給付	CF	社会保障給付支出	
20	貸付金	長期貸付金と短期貸付金とに分かれ、さらに貸付に係る事務費用があれば、別に集計する。					
		長期貸付金	BS	長期貸付金	CF	貸付金支出	
		短期貸付金	BS	短期貸付金	CF	貸付金支出	
21	補償補填及び賠償金	貸付に係る事務費用	PL	その他（その他の業務費用）	CF	その他の支出（業務費用支出）	
			PL	その他（移転費用）	CF	その他の支出（移転費用支出）	
22	償還金利息及び割引料	償還金元本については、債務残高が減少する科目を特定し、また、利子・割引料等は費用処理する。 1年以内償還予定地方債元本償還	BS	1年以内償還予定地方債	CF	地方債償還支出	
		短期借入金元本償還	BS	その他（流動負債）	CF	その他の支出（財務活動支出）	
		地方債元本償還	BS	地方債	CF	地方債償還支出	
		長期借入金元本償還	RS	その他（固定負債）	CF	その他の支出（財務活動支出）	
		地方債利息支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出	
		借入金利息支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出	
		過年度分過納納還付	PL	その他（その他の業務費用）	CF	その他の支出（業務費用支出）	
23	投資及び出資金	「公有財産経過勘定」に仮計上し、科目を特定する。	BS	公有財産（経過勘定）	CF	公有財産（経過勘定）支出	
24	積立金	細々節により科目を特定する。					
		001：財政調整基金積立金	BS	財政調整基金	CF	基金積立金支出	
		002：市債管理基金積立金 その他	BS BS	減債基金（固定資産） その他（基金）	CF CF	基金積立金支出 基金積立金支出	
25	寄附金		PL	その他（移転費用）	CF	その他の支出（移転費用支出）	
26	公課費		PL	その他（移転費用）	CF	その他の支出（移転費用支出）	
27	繰出金	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の取崩である場合に分け、後者については、基金を特定する。					
		他会計への経常移転	PL	他会計への繰出金	CF	他会計への繰出支出	
29	予備費	基金等の取崩し	BS	その他（基金）など	CF	基金積立金支出	

【資金仕訳変換表（歳入科目例）】

予算科目名		備考	仕訳変換（借方）		仕訳変換（貸方）			
款	項		財務書類	勘定科目名	財務書類	勘定科目名		
1	市税		CF	税収等収入	NW	税収等		
2	地方譲与税		CF	税収等収入	NW	税収等		
	税交付金							
3	利子割交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
4	配当割交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
5	株式等譲渡所得割交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
6	法人事業税交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
7	地方消費税交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
8	環境性能割交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
9	地方特例交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
10	地方交付税		CF	税収等収入	NW	税収等		
11	交通安全対策特別交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
12	分担金及び負担金		CF	税収等収入	NW	税収等		
13	使用料及び手数料		CF	使用料及び手数料収入	PL	使用料及び手数料		
14	国庫支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。	CF	国庫等補助金収入（業務収入）	NW	国庫等補助金		
			CF	国庫等補助金収入（臨時収入）	NW	国庫等補助金		
			CF	国庫等補助金収入（投資活動収入）	NW	国庫等補助金		
15	県支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。	CF	国庫等補助金収入（業務収入）	NW	国庫等補助金		
			CF	国庫等補助金収入（臨時収入）	NW	国庫等補助金		
			CF	国庫等補助金収入（投資活動収入）	NW	国庫等補助金		
16	財産収入	1 財産運用収入	財産貸付収入	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）	
			利子及び配当金	CF	その他の収入（業務収入）	PL	受取利息等	
		2 財産売却収入	売却物が台帳記載の固定資産か否かを調査し、固定資産の場合には、その科目を特定する。 (簿価に対して売却損益が生じたときは、別途整理仕訳を行う) (固定資産以外) (有価証券) (棚卸資産)	資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	土地
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	建物
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	立木竹
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	工作物
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	船舶
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	浮標等
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	航空機
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	その他（事業用資産・インフラ資産）
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	物品
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	ソフトウェア
				資産売却収入	CF	資産売却収入	BS	その他（無形固定資産）
				資産売却収入	CF	資産売却収入	PL	資産売却益（臨時利益）
17	寄附金		CF	税収等収入	NW	税収等		
18	繰入金	1 特別会計繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等		
			CF	基金取崩収入	BS	財政調整基金		
		2 基金繰入金	取崩した基金の科目を特定する。	CF	基金取崩収入	BS	減債基金（流動資産・固定資産）	
			CF	基金取崩収入	BS	その他（基金）		
19	繰越金					【仕訳不要】		
20	諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）		
		2 市預金利子	CF	その他の収入（業務収入）	PL	受取利息等		
		3 貸付金元利収入	長期貸付金と短期貸付金とに分け、さらに元本額と利息額を分け、利息分についてはPLの収益として処理する。 (長期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	長期貸付金	
			(短期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	短期貸付金	
			(利息額)	CF	その他の収入（業務収入）	PL	受取利息等	
			(出資金返還金)	CF	その他の収入（投資活動収入）	BS	出資金	
		(その他の償還金)	CF	その他の収入（投資活動収入）	BS	その他（投資及び出資金）		
		4 受託事業収入	(利息額)	CF	その他の収入（業務収入）	PL	受取利息等	
5 雑入	(利息額)	CF	その他の収入（業務収入）	PL	受取利息等			
21	市債	(地方債元本額償還)	CF	地方債発行収入	BS	地方債		
(特別会計に固有の科目)								
	国民健康保険料		CF	税収等収入	NW	税収等		
	国民健康保険税		CF	税収等収入	NW	税収等		
	介護保険料		CF	税収等収入	NW	税収等		
	療養給付費等交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
	連合会支出金		CF	税収等収入	NW	税収等		
	共同事業交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
	支払基金交付金		CF	税収等収入	NW	税収等		
	共済掛金及び交付金		CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）		
	保険金		CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）		
	連合会特別交付金		CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）		
	保険金及び診療補填金		CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）		
	診療収入		CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）		
	振込金		CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）		

(4) 非資金仕訳

非資金取引による資産・負債の増減等の勘定振替については、資産負債内訳簿および固定資産台帳を活用して、発生主義に基づき仕訳データを作成する。

非資金仕訳を要する取引・会計事象は、次のとおりである。

ア 歳入歳出データに含まれるが、①整理仕訳（固定資産売却損益・引当金の振替処理等）を要するもの、②未収・未払・不納欠損に係るもの

なお、歳計外現金については、歳計外現金管理簿から、資産負債内訳簿に転記した額をもって非資金仕訳を行う。

イ 減価償却費や引当金といった現金の流出入を伴わない非資金取引等

歳入歳出データに現れない資産・負債の増減についても、網羅的に洗い出す必要がある。

現金の出入を伴わない固定資産の増減としては、除却、無償所管換受払、寄贈・受贈、過去の登録漏れの判明、償却資産の減価償却等がある。また、建設仮勘定から完成に伴う本勘定への振替もこれに含まれる。

現金の流出入を伴わない金融資産の増減としては、有価証券や投資等の評価額の変動やその他の債権・債務の増減（確定した損害賠償等を含む。）がある。

固定資産については、固定資産台帳（建設仮勘定を含む。）において増減の発生を確認の上、資産負債内訳簿に資産種類別、増減原因別に集約整理する。その他の資産・負債の増減についても、原簿その他の情報から、資産負債内訳簿に資産・負債の種類別、増減原因別に集約整理する。それらの計数をもって非資金仕訳を行う。

（5）一般会計等財務書類4表の作成

一般会計等については、前述までの作業により、一般会計と特別会計を合算した全ての仕訳を行い、総勘定元帳および合計残高試算表に機械的に展開している。そこで、一般会計等の計数を総計（単純合算）した上で、一般会計等内部の一般会計と特別会計間および特別会計相互間の取引高および債権債務額を抽出し、相殺消去を行う。

相殺消去すべき取引としては、一般会計と特別会計の間の他会計への繰入・繰出（移転支出・移転収入）等がある。

その後、一般会計等としての純計を算出することで、一般会計等財務書類を作成する。

附属明細書については、各種原簿および前述の補助簿を基に作成する。

2.2.3 全体・連結財務書類の作成

一般会計等と地方公営事業会計との合算・相殺および連結対象団体（会計）との合算・相殺を実施して、全体財務書類および連結財務書類を作成する。

全体・連結財務書類の詳細については、後掲「8. 連結」において定める。

3. 貸借対照表

3.1 目的

貸借対照表は、基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高および内訳）を明らかにすることを目的として作成する。

3.2 作成方法

貸借対照表の様式は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載の様式第1号のとおりとする。

3.3 作成基準

3.3.1 表示等

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」および「純資産の部」に区分して表示する。資産、負債および純資産は、総額によって表示することを原則とし、資産の項目と負債または純資産の項目とを相殺することによって、その全部または一部を除去してはならない。

資産の額は、負債と純資産の額の合計額に一致しなければならない。

資産および負債の科目の配列については固定性配列法によるものとし、資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準に従い、期末日の翌日から1年以内に回収または履行の期限が到来するものを流動資産、流動負債とし、それ以外のものを固定資産または固定負債として分類するものとする。

貸借対照表の主な固定資産については、補助簿である固定資産台帳の残高と一致する。また、その他の資産については資産負債内訳簿の残高と一致する。

3.3.2 貸借対照表に係る附属明細書

貸借対照表に係る附属明細書については「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載の様式第5号1に準じて作成する。

様式「(1) 資産項目の明細①有形固定資産の明細」については、資産負債内訳簿に基づき記載する。

様式「(1) 資産項目の明細②～⑥」および様式「(2) 負債項目の明細①～⑤」については、資産負債内訳簿を基に記載する。

3.4 資産

資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。

資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。また、資産の貸借対照表価額の測定については、それぞれの資産の性質および所有目的に応じた評価基準および評価方法を用いる。

資産は、「固定資産」および「流動資産」に分類して表示する。

3.4.1 固定資産

固定資産は、「有形固定資産」、「無形固定資産」および「投資その他の資産」に分類して表示する。固定資産についての具体的な取扱いは、別途「米原市固定資産評価基準書」に定める。

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、「事業用資産」、「インフラ資産」および「物品」に分類して表示する。また、減価償却の方法について注記する。

開始後の有形固定資産の資産評価方法については、「米原市固定資産評価基準書」において定める。

事業用資産は、インフラ資産および物品以外の有形固定資産をいい、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、「土地」、「立木竹」、「建物」、「工作物」、「船舶」、「浮標等」、「航空機」、「その他」および「建設仮勘定」の表示科目を用いる。ただし、売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上する。

インフラ資産は、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部または全てを有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当する。

インフラ資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、「土地」、「建物」、「工作物」、「その他」および「建設仮勘定」の表示科目を用いる。

物品は、自治法第239条第1項に規定するもので、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に固定資産として計上する。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、「ソフトウェア」および「その他」に分類して表示する。また、減価償却の方法について注記する。

「ソフトウェア」および「その他」の資産評価方法については、「米原市固定資産評価基準書」において定める。

(3) 投資その他の資産

投資その他の資産は、「投資及び出資金」、「投資損失引当金」、「長期延滞債権」、「長期貸付金」、「基金」、「その他」および「徴収不能引当金」に分類して表示する。

投資及び出資金は、「有価証券」、「出資金」および「その他」に分類して表示する。

有価証券は、地方公共団体が保有している債券等をいう。また、有価証券の評価基準および評価方法を注記する。有価証券は、満期保有目的有価証券および満期保有目的以外の有価証券に区分する。

出資金は、公有財産として管理されている出資等をいう。なお、出せん金は、自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当するため、出資金に含めて計上する。

その他は、上記以外の投資及び出資金を計上する。

長期延滞債権は、滞納繰越調定収入未済の収益および財源をいう。なお、長期延滞債権の内訳に係る附属明細書を作成する。

長期貸付金は、自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」という。）のうち、流動資産に区分されるもの以外のものをいう。

基金は、基金のうち流動資産に区分されるもの以外のものをいい、「減債基金」、「その他」の表示科目を用いる。なお、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示し、その内容を注記する。

その他は、上記および徴収不能引当金以外の投資その他の資産をいう。

3.4.2 流動資産

流動資産は、「現金預金」、「未収金」、「短期貸付金」、「基金」、「棚卸資産」、「その他」および「徴収不能引当金」に分類して表示する。

(1) 現金預金

現金（手許現金および要求払預金）および現金同等物から構成される。なお、歳計外現金およびそれに対応する負債は、その残高を貸借対照表に計上する。

(2) 未収金

現年調定現年収入未済の収益および財源をいう。なお、未収金の内訳に係る附属明細書を作成する。

(3) 短期貸付金

貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するものをいう。

(4) 基金

財政調整基金および減債基金のうち流動資産に区分されるものをいい、「財政調整基金」および「減債基金」の表示科目を用いる。

(5) 棚卸資産

売却を目的として保有している資産をいう。

(6) その他

上記および徴収不能引当金以外の流動資産をいう。

3.5 負債

負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。

負債は、負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。また、負の貸借対照表価額の測定については、それぞれの負債の性質に応じた評価基準および評価方法を用いる。

負債は、「固定負債」および「流動負債」に分類して表示する。

3.5.1 固定負債

固定負債は、「地方債」、「長期未払金」、「退職手当引当金」、「損失補償等引当金」および「その他」に分類して表示する。

(1) 地方債

発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいう。

(2) 長期未払金

自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるものおよびその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のものをいう。

(3) 退職手当引当金

原則として、期末自己都合要支給額により算定する。

具体的には、一般職に属する職員については次のAとBの合計額とし、特別職に属する職員についてはCで求めた額として、それらを合算したものを退職手当引当金として計上する。

A) 基本額

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

B) 調整額

次のいずれかとする。

a) アおよびイに掲げる額を合計した額

ア 勤続年数が25年以上の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額の合算額

イ 勤続年数が10年以上25年未満の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、

当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額との合算額に2分の1を乗じて得た額

b) Aで求めた額に次の算式により算定した数値を乗じて得た額

前年度に自己都合退職した者に支給した調整額の合計額を、前年度に自己都合退職した者について、現条例の基本額の算定方法に基づいて算定される額の合計額で除して得た額

C) 特別職に属する職員の退職手当引当金

当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

(4) 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失（損失補償等引当金繰入額）に計上する。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなる。

計上する損失補償債務等の額の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）第12条第5号の規定に基づく損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）によるものとする。

また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記する。

なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額も併せて注記する。

損失補償契約に基づき履行すべき額が確定したもの（確定債務）については、貸借対照表に負債（未払金等）として計上するとともに、同額を臨時損失（その他）に計上する。なお、前年度末に負債（未払金等）として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなる。

(5) その他

上記以外の固定負債をいう。

3.5.2 流動負債

流動負債は、「1年内償還予定地方債」、「未払金」、「未払費用」、「前受金」、「前受収益」、「賞与等引当金」、「預り金」および「その他」に分類して表示する。

(1) 1年内償還予定地方債

発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものをいう。

(2) 未払金

基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるものをいう。

(3) 未払費用

一定の契約に従い、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものをいう。

(4) 前受金

基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものをいう。

(5) 前受収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたものをいう。

(6) 賞与等引当金

基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当および法定福利費を計上する。また、賞与等引当金の計上基準および算定方法について注記する。

賞与等引当金の貸借対照表計上額は、在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額Aとそれらに係る法定福利費相当額Bを加算した額のうち、

前年度支給対象期間X（対象期間開始日から3月31日まで）／全支給対象期間Y（6か月）の割合を乗じた額を計上する。

$$\text{賞与等引当金計上額} = (A + B) \times X / Y$$

預り金は、基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債をいう。

その他は、上記以外の流動負債をいう。

(7) 預り金

預り金は、基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債をいう。

(8) その他

その他は、上記以外の流動負債をいう。

3.6 純資産

純資産とは、資産から負債を控除した正味の資産をいい、租税等の拠出および当該会計主体の活動等によって獲得された余剰（または欠損）の蓄積残高を意味する。

純資産は、純資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。

純資産は、純資産の源泉（ないし運用先）との対応によって、その内部構成を「固定資産等形成分」および「余剰分（不足分）」に区分して表示する。

3.6.1 固定資産等形成分

固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有される。換言すれば、調達した資源を充当して資産形成を行った場合、その資産の残高（減価償却累計額の控除後）を意味する。

3.6.2 余剰分（不足分）

余剰分（不足分）は、費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有される。

4. 行政コスト計算書

4.1 目的

行政コスト計算書は、会計期間中の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成する。

4.2 作成方法

行政コスト計算書の様式は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載の様式第2号のとおりとする。

4.3 作成基準

4.3.1 表示等

費用および収益は、総額によって表示することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部または一部を除去してはならない。

行政コスト計算書は、「経常費用」、「経常収益」、「臨時損失」および「臨時利益」に区分して表示する。

行政コスト計算書の収支尻として計算される純行政コストは、純資産変動計算書に振り替えられ、これと連動する。

行政コスト計算書は、勘定科目ごとに作成された合計残高試算表から、それぞれの数値を転記して作成する。

4.3.2 行政コスト計算書に係る附属明細書

行政コスト計算書に係る附属明細書については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載の様式第5号2に準じて作成する。

様式「(1) 補助金等の明細」における「他団体への公共施設等整備補助金等(所有外資産分)」には、他団体および民間への補助金等により整備された資産形成分を記載し、「その他の補助金等」はこれら以外の補助金等を計上する。

当明細の金額の合計については、行政コスト計算書における「補助金等」と数字が一致する。

4.4 経常費用

費用とは、一会計期間中の活動のために費消された、資産の流出もしくは減損、または負債の発生
の形による経済的便益またはサービス提供能力の減少であって、純資産の減少原因をいう。

経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。

経常費用は、「業務費用」および「移転費用」に分類して表示する。

4.4.1 業務費用

業務費用は、「人件費」、「物件費等」および「その他の業務費用」に分類して表示する。

(1) 人件費

人件費は、「職員給与費」、「賞与等引当金繰入額」、「退職手当引当金繰入額」および「そ
の他」に分類して表示する。

職員給与費は、職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいう。

賞与等引当金繰入額は、賞与等引当金の当該会計年度発生額をいう。

退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該会計年度発生額をいう。

その他は、上記以外の人件費をいう。

(2) 物件費等

物件費等は、「物件費」、「維持補修費」、「減価償却費」および「その他」に分類して表示
する。

物件費は、職員旅費、委託料、消耗品費や備品購入費といった消費的性質の経費であって、資
産計上されないものをいう。

維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいう。

減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少
金額をいう。

その他は、上記以外の物件費等をいう。

(3) その他の業務費用

その他の業務費用は、「支払利息」、「徴収不能引当金繰入額」および「その他」に分類して
表示する。

支払利息は、地方公共団体が発行している地方債等に係る利息負担金額をいう。

徴収不能引当金繰入額は、徴収不能引当金の当該会計年度発生額をいう。

その他は、上記以外の上記以外の業務費用をいう。

4.4.2 移転費用

移転費用は、「補助金等」、「社会保障給付」、「他会計への繰出金」および「その他」に分
類して表示する。

補助金等は、政策目的による補助金等をいう。

社会保障給付は、社会保障給付としての扶助費等をいう。

他会計への繰出金は、地方公営事業会計に対する繰出金をいう。

その他は、上記以外の移転費用をいう。

4.5 経常収益

収益とは、一会計期間中における活動の成果として、資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加であって、純資産の増加原因をいう。

経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。

経常収益は、「使用料及び手数料」および「その他」に分類して表示する。

使用料及び手数料は、地方公共団体がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいう。

その他は、上記以外の経常収益をいう。

4.6 臨時損失

臨時損失は、費用の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものをいう。

臨時損失は、「災害復旧事業費」、「資産除売却損」、「投資損失引当金繰入額」、「損失補償等引当金繰入額」および「その他」に分類して表示する。

災害復旧事業費は、災害復旧に関する費用をいう。

資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額および除却した資産の除却時の帳簿価額をいう。

投資損失引当金繰入額は、投資損失引当金の当該会計年度発生額をいう。

損失補償等引当金繰入額は、損失補償等引当金の当該会計年度発生額をいう。

その他は、上記以外の臨時損失をいう。

4.7 臨時利益

臨時利益は、収益の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものをいう。

臨時利益は、「資産売却益」および「その他」に分類して表示する。

資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額をいう。

その他は、上記以外の臨時利益をいう。

5. 純資産変動計算書

5.1 目的

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産およびその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源およびその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成する。

5.2 作成方法

純資産変動計算書の様式は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載の様式第3号に準じて作成する。

5.3 作成基準

5.3.1 表示等

純資産変動計算書は、「純行政コスト」、「財源」、「固定資産等の変動（内部変動）」、「資産評価差額」、「無償所管換等」および「その他」に区分して表示する。

5.3.2 純資産変動計算書に係る附属明細書

一会計期間中の経常的事業および投資的事業の内訳に係る附属明細書を作成する。

純資産変動計算書の附属明細書については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」記載の様式第5号3のとおりとする。

様式「（1）財源の明細」については、税収等および国等補助金の内訳を記載する。一般会計および特別会計の金額の合計は、純資産変動計算書における財源の金額と一致する。

特別会計について、一般会計からの繰出金等については、既に相殺消去されているので記載されないことに留意する。

5.4 純行政コスト

純行政コストは、行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動する。また、純資産変動計算書の各表示区分（固定資産等形成分および余剰分（不足分））の収支尻は貸借対照表の純資産の部の各表示区分（固定資産等形成分および余剰分（不足分））と、純資産変動計算書の合計の収支尻は貸借対照表の純資産合計と連動する。

固定資産等の変動（内部変動）およびその内訳については、固定資産等形成分と余剰分（不足分）については正負が必ず逆になる。

5.5 財源

財源は、「税収等」および「国県等補助金」に分類して表示する。

税収等は、地方税、地方交付税および地方譲与税等をいう。

国県等補助金は、国庫支出金および都道府県支出金等をいう。

5.6 固定資産等の変動（内部変動）

固定資産等の変動（内部変動）は、「有形固定資産等の増加」、「有形固定資産等の減少」、「貸付金・基金等の増加」および「貸付金・基金等の減少」に分類して表示する。

有形固定資産等の増加は、有形固定資産および無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産および無形固定資産の形成のために支出（または支出が確定）した金額をいう。

有形固定資産等の減少は、有形固定資産および無形固定資産の減価償却費相当額および除売却による減少額または有形固定資産および無形固定資産の売却収入（元本分）、除却相当額および自己金融効果を伴う減価償却費相当額をいう。

貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいう。

貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還および基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入および基金の取崩収入相当額等をいう。

5.7 資産評価差額

資産評価差額は、有価証券等の評価差額をいう。

5.8 無償所管換等

無償所管換等は、無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等をいう。

5.9 その他

その他は、上記以外の純資産およびその内部構成の変動をいう。

6. 資金収支計算書

6.1 目的

資金収支計算書は、資金収支の状態、すなわち本市の活動に伴う資金利用状況および資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成する。

6.2 作成方法

資金収支計算書の様式は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載の様式第4号に準じて作成する。

資金収支計算書の作成（会計処理）および表示ともに直接法を採用する。

6.3 作成基準

6.3.1 表示等

資金収支計算書は、「業務活動収支」、「投資活動収支」および「財務活動収支」の3区分により表示する。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めない。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動する。

6.3.2 資金収支計算書に係る附属明細書

資金収支計算書の附属明細書については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載の様式第5号4のとおりとする。

様式「（1）資金の明細」については、資金の内訳とそれぞれの本年度末残高を記載する。

本年度末残高の合計は、資金収支計算書における本年度末残高と一致する。

6.4 業務活動収支

業務活動収支は、「業務支出」、「業務収入」、「臨時支出」および「臨時収入」に分類して表示する。

6.4.1 業務支出

業務支出は、「業務費用支出」および「移転費用支出」に分類して表示する。

（1）業務費用支出

業務費用支出は、「人件費支出」、「物件費等支出」、「支払利息支出」および「その他の支出」に分類して表示する。

人件費支出は、人件費に係る支出をいう。

物件費等支出は、物件費等に係る支出をいう。

支払利息支出は、地方債等に係る支払利息の支出をいう。

その他の支出は、上記以外の業務費用支出をいう。

(2) 移転費用支出

移転費用支出は、「補助金等支出」、「社会保障給付支出」、「他会計への繰出支出」および「その他の支出」に分類して表示する。

補助金等支出は、補助金等に係る支出をいう。

社会保障給付支出は、社会保障給付に係る支出をいう。

他会計への繰出支出は、他会計への繰出に係る支出をいう。

その他の支出は、上記以外の移転費用支出をいう。

6.4.2 業務収入

業務収入は、「税収等収入」、「国県等補助金収入」、「使用料及び手数料収入」および「その他の収入」に分類して表示する。

(1) 税収等収入

税収等の収入をいう。

(2) 国県等補助金収入

国県等補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入をいう。

(3) 使用料及び手数料収入

使用料および手数料の収入をいう。

(4) その他の収入

上記以外の業務収入をいう。

6.4.3 臨時支出

臨時支出は、「災害復旧事業費支出」および「その他の支出」に分類して表示する。

災害復旧事業費支出は、災害復旧事業費に係る支出をいう。

その他の支出は、上記以外の臨時支出をいう。

6.4.4 臨時収入

臨時収入は、臨時にあった収入をいう。

6.5 投資活動収支

投資活動収支は、「投資活動支出」および「投資活動収入」に分類して表示する。

6.5.1 投資活動支出

投資活動支出は、「公共施設等整備費支出」、「基金積立金支出」、「投資及び出資金支出」、「貸付金支出」および「その他の支出」に分類して表示する。

公共施設等整備費支出は、有形固定資産等の形成に係る支出をいう。

基金積立金支出は、基金積立に係る支出をいう。

投資及び出資金支出は、投資および出資金に係る支出をいう。

貸付金支出は、貸付金に係る支出をいう。

その他の支出は、上記以外の投資活動支出をいう。

6.5.2 投資活動収入

投資活動収入は、「国県等補助金収入」、「基金取崩収入」、「貸付金元金回収収入」、「資産売却収入」および「その他の収入」に分類して表示する。

国県等補助金収入は、国県等補助金のうち、投資活動支出の財源に充当した収入をいう。

基金取崩収入は、基金取崩による収入をいう。

貸付金元金回収収入は、貸付金に係る元金回収収入をいう。

資産売却収入は、資産売却による収入をいう。

その他の収入は、上記以外の投資活動収入をいう。

6.6 財務活動収支

財務活動収支は、「財務活動支出」および「財務活動収入」に分類して表示する。

6.6.1 財務活動支出

財務活動支出は、「地方債償還支出」および「その他の支出」に分類して表示する。

地方債償還支出は、地方債に係る元金償還の支出をいう。

その他の支出は、上記以外の財務活動支出をいう。

6.6.2 財務活動収入

財務活動収入は、「地方債発行収入」および「その他の収入」に分類して表示する。

地方債発行収入は、地方債発行による収入をいう。

その他の収入は、上記以外の財務活動収入をいう。

7. 注記

7.1 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則および手続ならびに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- ①有形固定資産等の評価基準および評価方法
- ②有価証券等の評価基準および評価方法
- ③有形固定資産等の減価償却の方法
- ④引当金の計上基準および算定方法
- ⑤リース取引の処理方法
- ⑥資金収支計算書における資金の範囲
- ⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

7.2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載する。

- ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由および当該変更が財務書類に与えている影響の内容
- ②表示方法を変更した場合には、その旨
- ③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由および当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

7.3 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- ①主要な業務の改廃
- ②組織・機構の大幅な変更
- ③地方財政制度の大幅な改正
- ④重大な災害等の発生
- ⑤その他重要な後発事象

7.4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- ①保証債務および損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額および履行すべき額が確定してい

ないものの内訳（貸借対照表計上額および未計上額）

- ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③その他主要な偶発債務

7.5 追加情報

財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

- ①債務負担行為支出予定額
- ②表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額が一致しない場合は、その旨
- ③その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

8. 連結

8.1 連結財務書類の作成目的

連結財務書類は、次に掲げる事項を目的として作成する。

- (1) 本市とその関連団体を連結して一つの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには、行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすること。
- (2) 連結ベースにおける有形固定資産減価償却率等の各種財務指標の把握が可能になり、公共施設等のマネジメントをはじめとする行政経営の効率化・適正化に資すること。

8.2 連結財務書類の対象範囲

連結財務書類の対象範囲等は、1.4財務書類の作成単位、1.5財務書類の作成対象団体（会計）に記載のとおりである。

8.3 連結決算日

連結決算日は3月31日とする。なお、連結対象団体（会計）の決算日が3月31日と異なる場合、3月31日における仮決算を行うことを原則とするが、決算日の差異が3か月を超えない場合には、連結対象団体（会計）の決算を基礎として連結手続を行うこととする。

8.4 連結財務書類の体系

連結財務書類の体系は、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書とする。これらの連結財務書類の様式については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル 連結財務書類作成の手引き」に記載の様式第1号から様式第5号までのとおりとする。なお、全体財務書類については、様式第1号から様式第5号までに準じて作成する。

8.5 連結財務書類の作成手順

連結財務書類の作成は、下表のとおりおおむね5つの段階に分けて行う。

連結作業項目		作業概要
1	連結対象団体（会計）の決定	① 地方公営事業会計：全て全部連結 ② 一部事務組合・広域連合：全て比例連結 ③ 第三セクター等：出資割合等に応じて連結対象（全部連結または比例連結）かを判断。出資割合25%未満で損失補償等をしている等の重要性がない場合は比例連結の対象としないことも可能
2	法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	① 法定決算書類として貸借対照表等を作成している連結対象団体（会計）分を取寄せ（法適用公営企業会計、第三セクターなど） ② 法定決算書類として貸借対照表等を作成していない連結対象団体（会計）は、一般会計等の作成要領に準拠して新たに個別財務諸表を作成（法非適用の地方公営企業会計、一般会計型および法非適用の公営事業型の一部事務組合・広域連合）
3	法定決算書類の読替え	① 法定決算書類ごとに異なる表示科目を統一的な基準の連結財務書類の科目にそろえるため、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に示されている「連結科目対応表」などに基づき読替え
4	法定決算書類の連結修正等	① 各法定決算書類を一般会計等財務書類の作成基準にそろえるため、有形固定資産等の再評価等の会計処理方法を修正（任意） ② 出納整理期間中の取引は、現金の受払いが年度末までに完了したものと調整
5	純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	① 内部取引調査票により、連結対象団体（会計）内での取引の計上科目と金額の確定 ② 連結内部の取引高および残高の相殺消去（連結対象内の取引を消す作業） ③ 各連結対象団体（会計）の額を単純合算し、連結修正等および相殺消去分を差し引いたのち、純計を算出

1. 連結対象団体（会計）の決定

連結財務書類の対象範囲等は、1.4財務書類の作成単位、1.5財務書類の作成対象団体（会計）に記載のとおり。

2. 法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成

1. で決定した連結対象団体（会計）それぞれについて、連結対象団体（会計）の法定決算書を取り寄せるか、新たに個別財務書類を作成する。

その作成方法等は、下表のとおりとする。

団体（会計） の種類	会計基準等	財務書類の作成方法			
		貸借対照表	行政コスト 計算書	純資産変動 計算書	資金収支 計算書※1
地方公営企業 （法適用）※2	地方公営企業法 の財務規程等	○ 貸借対照表から 修正・読替え	○ 損益計算書から 修正・読替え	× 決算統計および 損益計算書等 から作成	○ キャッシュ・フ ロー計算書等 から修正・読替え
地方公営 事業会計 （法非適用）※3	—	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成
一部事務組合・ 広域連合※4	— （公営企業は地 方公営企業法の 財務規程等）	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成	× 執行データ等 から仕訳変換 を行い作成
第三セクター	（例：株式会社 等） 会計計算規則 および財務諸表 規則等	○ 貸借対照表から 修正・読替え	○ 損益計算書から 修正・読替え	× 貸借対照表および 損益計算書等 から作成	○（一部×） キャッシュ・フ ロー計算書等から 修正・読替え等

- ：法定決算書類を基礎として活用可能 ×：新たに個別財務書類を作成する必要あり
- ※1 連結資金収支計算書は、その事務負担等に配慮して、当分の間は作成しないことも許容される。その場合でも、全体資金収支計算書は作成する。
- ※2 一部事務組合・広域連合（地方公営企業（法適用）型）を含む。
- ※3 法適用に向けた作業に着手しているものについては、移行期間が延長される予定
- ※4 一部事務組合・広域連合（地方公営企業（法適用）型）を除く。

3. 法定決算書類の読替え

連結対象団体（会計）ごとに適用される会計基準が異なるとともに、法定決算書類と統一的な基準の連結財務書類とでは表示科目も異なることから、統一的な基準の連結財務書類の科目にそろえるために、表示科目の「読替え」を行う。読替えは「統一的な基準による地方公会計マニュアル連結財務書類作成の手引き」に記載の「Ⅷ 連結科目対応表」を参考に、連結対象団体（会計）ごとに作成する。

読み替えた結果を連結精算表に転記する。

連結精算表

	一般会計	〇〇行政組合	連結会計(単純合算)	連結会計相殺	連結会計
【資産の部】					
固定資産	0	0	0	0	0
有形固定資産	0	0	0	0	0
事業用資産	0	0	0	0	0
土地	0	0	0	0	0
立木竹	0	0	0	0	0
建物	0	0	0	0	0
建物減価償却累計額	0	0	0	0	0
工作物	0	0	0	0	0
工作物減価償却累計額	0	0	0	0	0
船舶	0	0	0	0	0
船舶減価償却累計額	0	0	0	0	0
浮標等	0	0	0	0	0
浮標等減価償却累計額	0	0	0	0	0
航空機	0	0	0	0	0

4. 法定決算書類の連結修正等

①連結修正（その1）（資産・負債等の修正）

連結対象団体（会計）で法定決算書類が作成されている場合、その法定決算書類の表示科目の読替えを行う。この際、可能な限り統一された会計処理を行うために、各法定決算書類の数値を修正するといった連結修正を行うことが望ましいが、その事務負担等も配慮して行わないことも許容する。

②連結修正（その2）（出納整理期間中の現金の受払い等の調整）

出納整理期間の定めがある連結対象団体（会計）と、定めのない連結対象団体（会計）との間で取引があり、出納整理期間中にN年度に帰属する資金の授受がある場合には、N年度末に現金の受払い等が終了したのものとして調整する。

③その他、他団体出資等分の算定を行う。また、2年目以降に連結財務書類を作成する際の注意点として、前年度以前に行った連結修正等の影響を引き継ぐ必要があるため、開始仕訳を行うなどの一定の調整が必要となる。

5. 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）

連結対象団体（会計）間で行われている、資金の出資（受入）、貸付（借入）、返済（回収）、利息の支払（受取）、売上（支払）、繰出（繰入）等、原則として全ての内部取引を相殺消去する。なお、原則として全ての内部取引を相殺消去する必要があるが、「投資と資本の相殺消去」、「貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去」、「補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）」、「会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）」に係る相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容する。相殺消去の典型的な類型をまとめると、下表のとおりとなる。

取引のパターン	必要となる相殺消去	
ア 投資と資本の相殺消去	(出資した側) ・貸借対照表の「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(出資を受けた側) ・貸借対照表の「純資産の部」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	(貸し付けた側) ・貸借対照表の「長期貸付金」または／および「短期貸付金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(借り入れた側) ・貸借対照表の「地方債等」または／および「1年内償還予定地方債等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
ウ 補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去)	(補助した側) ・行政コスト計算書の「補助金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(補助を受けた側) ・純資産変動計算書の「国庫補助金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
エ 会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)	(繰出した側) ・行政コスト計算書の「他会計への繰出金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(繰入れた側) ・純資産変動計算書の「税収等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
オ 資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去)	(売却した側) ・行政コスト計算書 ・売却損が生じた場合 「資産除売却損」(資産売却損相当額)を減額 ・売却益が生じた場合 「資産売却益」(資産売却益相当額)を減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「資産売却収入」から減額	(購入した側) ・貸借対照表 ・売却損が生じた場合 資産除売却損相当額を「有形固定資産」に加算 ・売却益が生じた場合 資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「公共施設等整備費支出」から減額
カ 委託料の支払と受取(取引高の相殺消去)	(委託した側) ・行政コスト計算書の「物件費」を減額 ・資金収支計算書の「物件費支出」を消去	(受託した側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額
キ 利息の支払と受取(取引高の相殺消去)	(利息を受け取った側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額	(利息を支払った側) ・行政コスト計算書の「支払利息」を減額 ・資金収支計算書の「支払利息支出」を消去

8.6 連結財務書類の注記事項

連結財務書類を作成するに当たって記載すべき注記をまとめると、次のとおりとなる。

(1) 重要な会計方針

連結財務書類作成のために採用している会計処理の原則および手続ならびに表示方法その他連結財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- ①有形固定資産等の評価基準および評価方法
- ②有価証券等の評価基準および評価方法
- ③有形固定資産等の減価償却の方法
- ④引当金の計上基準および算定方法
- ⑤リース取引の処理方法
- ⑥連結資金収支計算書における資金の範囲
- ⑦その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項

(2) 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載する。

- ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由および当該変更が財務書類に与えている影響の内容
- ②表示方法を変更した場合には、その旨
- ③連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由および当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容

(3) 重要な後発事象

会計年度終了後、連結財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- ①主要な業務の改廃
- ②組織・機構の大幅な変更
- ③地方財政制度の大幅な改正
- ④重大な災害等の発生
- ⑤その他重要な後発事象

(4) 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- ①保証債務および損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額および履行すべき額が確定していないものの内訳（連結貸借対照表計上額および未計上額））
- ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③その他主要な偶発債務

(5) 追加情報

財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

- ①表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
- ②その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

8.7 その他

- (1) 連結対象団体（会計）の間で内部取引として認識している金額が一致しない場合（経費負担割合で連結を行う一部事務組合等にあつては、金額が一致しない場合が多い。）には、重要な不一致がある場合を除き、いずれかの団体等で把握された金額（例えば、一般会計側で認識している金額や金額の大きい団体等側の金額）により相殺消去を行うことができることとする。
- (2) 相殺消去の範囲を広げた場合であっても、水道料金、下水道使用料、施設使用料等条例で金額が定められているものをはじめ、相対取引で金額が決定されたものを除く取引、「ア 投資と資本の相殺消去」および「イ 貸付金・借入金等の債権債務の消去」を除き、年間取引総額が少額（例えば100万円未満）の取引、連結対象団体（会計）が支払った市民税や固定資産税等の税金については、相殺消去の対象から除くことができる。

改定履歴表

制定/改定日	改定箇所	改定理由
平成29年3月28日	新規制定	
平成30年3月7日	1.5 財務書類の作成対象団体（会計） 「市全体」の範囲から国民健康保険直営診療所事業特別会計を削除	平成27年度廃止のため
	第3セクター等の団体名称を次のとおり変更 「公益財団法人 伊吹山麓スポーツ文化振興事業団」→「公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団」	名称変更に対応するため
令和2年3月10日	1.5 財務書類の作成対象団体（会計） 「市全体」の範囲から米原駅東部土地区画整理事業特別会計、住宅団地造成事業特別会計を削除	平成29年度廃止のため
	「市全体」の範囲から流域関連公共下水道事業特別会計および農業集落排水事業特別会計を削除、下水道事業会計を追加	平成30年度から地方公営企業法適用のため
令和3年4月1日	1.5 財務書類の作成対象団体（会計） 「連結」の範囲から滋賀県市町村交通災害共済組合を削除	令和元年度解散のため
令和8年4月1日	1.5 財務書類の作成対象団体（会計） 「一般会計等」の範囲から駐車場事業特別会計を削除	令和5年度廃止のため